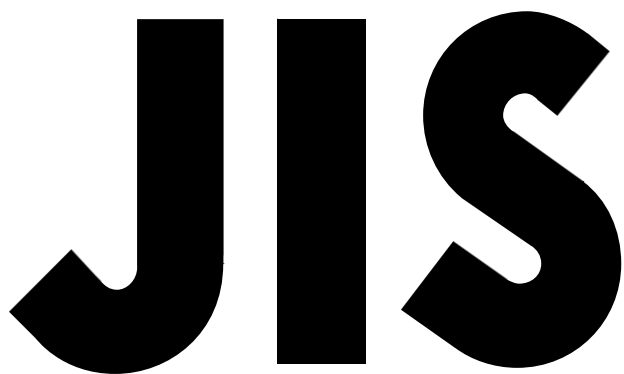




ランプ制御装置－第 2-12 部：
直流又は交流電源用放電灯電子安定器の
個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

JIS C 8147-2-12：2013

(JLMA/JSA)

平成 25 年 8 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	株式会社東芝
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長 田 明 彦	一般社団法人日本配線システム工業会
	熊 田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜 七	一般財団法人日本電子部品信頼性センター
	島 田 敏 男	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	鈴 木 篤	一般社団法人日本照明工業会（日立アプライアンス株式会社）
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	田 中 智	一般社団法人日本電機工業会
	豊 馬 誠	電気事業連合会
	中 根 育 朗	一般社団法人電池工業会
	原 田 真 昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前 田 育 男	IEC/ACOS エキスパート（IDEC 株式会社）
	山 田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.10.20 改正：平成 25.8.20

官 報 公 示：平成 25.8.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般的要求事項	2
5 試験上の一般注意事項	2
6 分類	3
7 表示	3
7.0A 一般事項	3
7.1 表示する項目	3
7.2 該当する場合に提供する情報	3
8 端子	4
9 保護接地	4
10 充電部との偶発的接触からの保護	4
11 耐湿性及び絶縁性	4
12 耐電圧	4
13 巻線の熱耐久性試験	4
14 故障状態	4
15 関係部品の保護	4
16 イグニッション電圧	4
16.1 測定装置	4
16.2 イグニッション電圧の制限	5
16.3 イグニッション電圧の遮断時間	5
16.3A イグニッション電圧の間欠発振	5
17 異常状態	5
18 構造	7
19 沿面距離及び空間距離	7
20 ねじ、通電部及び接続部	7
21 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	7
22 耐食性	7
附属書 A (規定) 導電部が電撃を生じる充電部であるかどうかを決めるための試験	8
附属書 B (規定) 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項	8
附属書 C (規定) 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項	8
附属書 D (規定) 熱的保護機能付きランプ制御装置の加熱試験方法	8
附属書 E (規定) t_w 試験での 4 500 以外の定数 S の使用	8

	ページ
附属書 F（規定）風防容器	9
附属書 G（規定）パルス電圧の値の由来の説明	9
附属書 H（規定）試験	9
附属書 I（規定）球面スパークギャップで測定するときの注意事項	10
附属書 JA（規定）追加の安全性要求事項	11
附属書 JB（規定）イグニッション電圧の間欠発振	12
附属書 JC（参考）JIS と対応国際規格との対比表	13
解 説	16

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8147-2-12:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8147 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8147-1 第 1 部：通則及び安全性要求事項

JIS C 8147-2-1 第 2-1 部：始動装置の個別要求事項（グロースタータを除く）

JIS C 8147-2-2 第 2-2 部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項

JIS C 8147-2-3 第 2-3 部：交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項

JIS C 8147-2-8 第 2-8 部：蛍光灯安定器の個別要求事項

JIS C 8147-2-9 第 2-9 部：放電灯安定器個別要求事項（蛍光灯安定器を除く）

JIS C 8147-2-10 第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項

JIS C 8147-2-11 第 2-11 部：照明器具用のその他の電子回路の個別要求事項

JIS C 8147-2-12 第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

JIS C 8147-2-13 第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

白 紙

ランプ制御装置—

第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の
個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

Lamp controlgear—Part 2-12: Particular requirements for
d.c. or a.c. supplied electronic ballasts for discharge lamps
(excluding fluorescent lamps)

序文

この規格は、2005 年に第 1 版として発行された IEC 61347-2-12 及び Amendment 1 (2010)を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JC に示す。附属書 JA 及び附属書 JB は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、直流電源又は交流電源で動作する放電灯電子安定器の一般及び安全性要求事項を規定する。電源は、250 V 以下の直流電源又は 50 Hz/60 Hz の 1 000 V 以下の交流電源である。この規格に規定する電子安定器は、放電灯を点灯させるための安定化回路及び始動回路を内蔵するコンバータであって、直流又は電源周波数と異なる周波数で点灯させる機能をもっている。この電子安定器で点灯するランプは、JIS C 7604 に規定する高圧水銀ランプ、JIS C 7610 に規定する低圧ナトリウムランプ、JIS C 7621 に規定する高圧ナトリウムランプ、JIS C 7623 に規定するメタルハライドランプ及びその他の一般用ランプである。蛍光灯、劇場用特殊仕様ランプ及び車両用ランプは除く。まだ規格化されていないランプの電子安定器も、この規格を適用する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61347-2-12:2005, Lamp controlgear—Part 2-12: Particular requirements for d.c. or a.c. supplied electronic ballasts for discharge lamps (excluding fluorescent lamps) 及び Amendment 1:2010 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの